



申9号

2月8日付

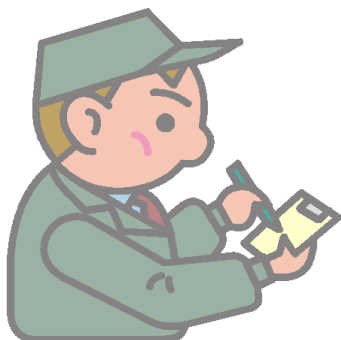
現場で安全に取扱うための 運用や教育の実現を

簡易型乗用除雪機械「とらん丸」に関する申し入れ

今冬期より簡易型乗用除雪機械「とらん丸」が導入されました。

導入にあたっては、「2018年度冬期の取組み」の提案団体交渉、申1号・2018年度「冬期の取組み」に対する申し入れの団体交渉を通じて、導入目的や機械の性能面、教育体制等について議論してきました。

しかし導入から2ヶ月が経過しようとしている今日段階においても未だに、現場において取り扱うにあたって不明な点が多々見受けられます。



不明な点を解消し、現場社員が安全に取り扱える運用や教育の実現を求めて、新潟地本は2月8日、申9号・簡易型乗用除雪機械「とらん丸」に関する申し入れを提出しました。

■ 申9号 申し入れ項目 ■

1. 「とらん丸」の基本的な活用方法、出勤判断及び運用基準を明らかにすること。
2. 「とらん丸」を取り扱う可能性のある全社員に確実に取扱いを含めた教育を行うこと。
3. 「とらん丸」を運用する場合、載線出来る条件、出来ない条件を全て明らかにすること。
4. 「とらん丸」の運搬及び待機の手続きは主幹が現場と連携を図り、手続きは関係する主幹で行うこと。
5. 「とらん丸」の待機及び出勤判断は現場判断で行うこと。